

船舶事故等調査報告書

平成27年9月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015長第48号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成27年5月17日 11時15分ごろ
発生場所	長崎県江迎港南西方沖（海老曾根の浅瀬） 青砂埼灯台から真方位181°5,400m付近 （概位 北緯33°16.96′ 東経129°33.62′）
事故等調査の経過	平成27年6月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート とほう丸、2.9トン
船舶番号、船舶所有者等	292-49195長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	舵軸及びプロペラ翼を曲損、船底に擦過傷
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）1人を乗せ、江迎港南西方沖を南進中、平成27年5月17日11時15分ごろ海老曾根の浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>船長は、船体に衝撃を感じ、本船が動かなくなったので、一旦機関のクラッチを切った後、後進をかけたが、離礁できなかった。</p> <p>本船は、船長が携帯電話で海上保安庁に通報するとともに、知人に救助を依頼し、高潮時を待って離礁し、来援した知人の漁船により長崎県佐世保市の定係地へえい航された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東南東、風速 約3m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の中央期</p>
その他の事項	<p>船長は、プレジャーボートの操船経験が約7年で、本船には約5年前に乗り始め、月に約1～2回釣りに出掛けていた。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近を過去に約20回航行した経験があり、鹿町海老曾根灯浮標（左舷標識、以下「海老曾根灯浮標」という。）の北東方に海老曾根があることを承知していた。</p> <p>船長は、本事故当時、海老曾根灯浮標の西方を航行する予定であったが、海老曾根灯浮標の東方近距離のところに認めた知人の船に向かうこととし、予定を変更して海老曾根灯浮標の東方に向けて航行した。</p> <p>船長は、船首方に視認した流れ藻を海老曾根の浅瀬と思い、左舵を取って避けた後、続航した。</p> <p>本船は、船尾喫水が約1.5mであった。</p>

	<p>本事故当時、船長及び同乗者は、いずれも救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、江迎港南西方沖を南進中、船長が、海老曾根の浅瀬の所在を知らなかったことから、海老曾根の浅瀬に向けて航行し、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、江迎港南西方沖を南進中、船長が、海老曾根の浅瀬の所在を知らなかったため、海老曾根の浅瀬に向かっていることに気付かずに航行し、同浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航路標識に従って航行すること。 ・ 浅礁域を航行するときは、航路標識や陸上物標などにより船位の確認を適切に行うこと。